

令和5年第1回野田市議会定例会報告

(教育総務課)

1 会期 令和5年2月28日（火）から3月23日（木）
一般質問3月8日（水）から10日（金）

2 市長の市政一般報告について

市政一般報告（教育関係及び関連事項の抜粋）

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種の状況について
- ② 物価等高騰対策について
- ③ 令和5年度当初予算案について
- ④ 健康スポーツ文化都市宣言について
- ⑤ 鈴木貫太郎記念館の再建について
- ⑥ 生物多様性自然再生事業について
- ⑦ 行政改革大綱に基づく組織の見直しについて
- ⑧ 公立幼稚園の定員の見直しについて
- ⑨ 野田市教育大綱の改訂について
- ⑩ 土曜授業の在り方の検討について
- ⑪ 学校給食費について
- ⑫ 施設の老朽化対策について
- ⑬ 令和5年度一般会計予算の概要について
- ⑭ 児童虐待再発防止の取組について
- ⑮ ふるさと納税について
- ⑯ 公共施設の公衆無線LANの整備について
- ⑰ 市内における遊具等の安全点検について
- ⑱ 公共施設の耐震診断結果について
- ⑲ 公共施設のPCB含有調査の結果について
- ⑳ 私立幼稚園における幼稚園教諭の人材確保に向けた支援について
- ㉑ こども未来教室について
- ㉒ 学校給食の異物混入とその後の対応について
- ㉓ 適応指導学級の名称変更について
- ㉔ 各種行事の実施状況について
- ㉕ 寄附について

3 提出議案について

議案第 1 号 令和 5 年度野田市一般会計

議案第 19 号 野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 20 号 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する條
例の制定について

議案第 25 号 令和 4 年度野田市一般会計補正予算（第 12 号）

議案第 30 号 野田市教育委員会委員の任命について

議案第 35 号 令和 5 年度野田市一般会計補正予算（第 1 号）

4 一般質問について

別紙のとおり

【市政一般報告（抜粋）】

令和5年第1回野田市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、先の定例会以降に動きのあった主な施策や事業についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種の状況について申し上げます。

第8波に入ったとされる昨年11月以降の市内の新規感染者数は、12月下旬に1週間当たり1,500人を超えたピークを迎えましたが、その後減少し、2月3日から9日までの1週間では208人となりました。また、季節性インフルエンザについては、2月8日に千葉県がインフルエンザ注意報を発令しましたが、野田保健所管内では1月30日から2月5日までの間で、^{ていてん}定点当たり患者報告数は1を下回っており、新型コロナウイルスとの同時流行は今のところ確認されておりません。

国は、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の5類感染症に位置付ける方針を決定しました。また、マスクの着用を個人の判断に委ねることを基本とするよう見直し、周知期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校については4月1日から適用すること、ただし、卒業式については教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とすると決定しました。

本市の新型コロナウイルス対策本部会議では、公立小中学校の卒業式及び公立幼稚園、公立保育所の卒園式については、換気の確保等の感染対策を講じた上で、国の通知に基づき、児童生徒、園児及び教職員は式典全体を通じてマスクを外すことを基本とし、来賓や保護者等はマスクを着用するとともに着席を基本として開催することとしました。会場については、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する必要があります、当該距離は会場の広さによって異なるため、小中学校及び幼稚園では1メートル以上とし、保育所については可能な限りの距離とすることを決定いたしました。

また、マスク着用の考え方については、個人の判断に委ねることが基本となります。事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着

用を求めるることは許容されます。市職員については、受付窓口や相談業務、がん検診に従事する職員等は、感染対策上はマスクの着用が必要と考えられますが、一方で、これらの職員が着用することによって、市がマスク着用を推奨しているとの誤解が生じる懸念もあるため、近隣の自治体の動向や業種別ガイドライン等を見極めた上で、方針を決定することといたしました。

市民生活におきましては、3月13日からマスクの着用は個人の判断が基本となりますので、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、市民の皆様へご配慮をお願いしてまいります。

このほか、新型コロナウイルス対策本部会議では、高校受験等を控えた市内公立中学3年生に抗原検査キットの配付を行うこと、高齢者施設及び障がい者施設に抗原検査キットの配付を行うこと、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方等の斎場の対応について国が改正したガイドラインに沿って行うことを決定いたしました。また、大声を伴うイベントについて、国は1月27日から定員の100%まで入場を可能としましたが、本市の対策本部会議では、高齢者など重症化リスクが高い方を守るために、国から発出される情報を見極める必要があるため、3月31日まで、大声を伴うイベントの収容率を50%までに維持するとともに、市バスの利用人数の制限など、従来どおりの対応を継続することを決定しております。

ワクチン接種につきましては、接種の状況としまして、2月13日現在、1回目接種完了者が、接種者数12万9,486人で、接種率が84.3%、2回目接種完了者が、接種者数12万8,864人で、接種率が83.9%、3回目接種完了者が、接種者数10万8,875人で、接種率が70.9%、4回目接種完了者が、接種者数7万7,839人で、接種率が50.7%、5回目接種完了者が、接種者数4万1,905人で、接種率が27.3%となっております。現在接種しているオミクロン株対応のワクチン接種は、全対象者の接種率が53.0%にとどまっており、2月以降も集団接種会場での予約数の減少傾向が続いている背景としましては、報道等によりますと全国的にワクチンの「接種疲れ」が指摘されるとともに、感染症への国民の関心が低下していることが挙げられており、これらも主な要因ではないかと考えているところでございます。

さらに、来年度以降のワクチン接種の在り方につきましては、2月8日開催された厚生労働省の基本方針部会において取りまとめられ、対象者、接種スケジュール及び

使用するワクチンなどに関する現時点における接種方針を踏まえて、国は更なる議論を行い、3月上旬までに最終的な結論を得ることとしております。

今後につきましては、国の動向を注視しつつ、国から示される接種方針に基づき、速やかに野田市医師会と協議し、市の接種体制を決定してまいります。

次に、先の議会以降の動きや新たに決定した支援策等について申し上げます。

経営支援対策給付金につきましては、中小企業信用保険法に基づく指定期間が令和5年3月31日まで延長されたことから、申請期限を同日まで再延長することといたしました。令和2年度からの通算の申請件数は865件となっております。

小規模事業者経営支援対策給付金につきましては、申請期限を令和5年3月31日まで延長しており、令和2年度からの通算の申請件数は184件となっております。

次に、感染対策として、ここ数年中止となっていた主なイベントにつきましては、桜、ツツジなどの花を楽しんでいただく花見まつりが3月18日から4月9日までの期間をさくらまつりとして3年ぶりに、また、4月22日から5月7日までの期間をつつじまつりとして4年ぶりに清水公園で開催される予定です。

また、3月26日から4月2日までの期間、関宿城博物館周辺で野田市関宿城さくらまつりが開催され、4月2日には武者行列、乗馬体験、関宿城下市場及びさくら福の神などのイベントが行われる予定です。

さらに、例年開催されていた野田夏まつり躍り七夕は8月5日と6日に、関宿まつり花火大会は8月26日に開催する方向で準備が進められており、野田みこしパレードの開催につきましては、国や県が示すイベントの開催制限等の状況を見極めながら決定すると伺っております。

物価等高騰対策について申し上げます。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増対策として、国が実施する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、2月14日現在、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円を1万3,978世帯に支給しております。

市独自の物価高騰等に対する支援として、昨年12月から開始した児童1人当たり1万円を支給する児童手当上乗せ給付金の支給につきましては、2月17日現在、1万6,388人に支給しております。そのほか、貨物自動車運送事業者、農業経営者、障

がい福祉及び介護サービス事業者、私立保育所、子ども園及び私立幼稚園に対する物価高騰への支援につきましても、順次交付の手続を進めているところでございます。

以上、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策について申し上げましたが、最後に今年度これらに要した予算について申し上げます。

これまでの当初予算、補正予算、予備費等により措置した予算の総額は約 44 億 9,700 万円で、内訳としましては、新型コロナウイルス感染症対策分が約 32 億 8,700 万円、物価高騰対策分が約 12 億 1,000 万円となっております。

また、ワクチン接種に係る経費や国の各種給付金支給事業費など国県の補助事業分が約 34 億 7,200 万円、市独自の対策事業など市単独事業分が約 10 億 2,500 万円となっており、国県補助事業の補助裏分約 2,800 万円と合わせた市負担総額は約 10 億 5,300 万円となります。

これに対して、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がこれまでに約 7 億 3,700 万円交付されております。

新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策につきましては、今後も必要な対策費を補正予算や予備費により確保した上で迅速に対応してまいりたいと考えております。

令和 5 年度当初予算案について申し上げます。

一般会計の予算規模は 522 億 7,500 万円となり、令和 4 年度当初予算と比較しますと 8 億 9,600 万円、1.7% の減で、過去最大であった前年度予算に次ぐ予算規模となっております。前年度当初予算比での減は、國の方針が示されていないワクチン接種に係る経費を補正予算対応としたことなどにより、新型コロナウイルス感染症対策費が大幅に減少したことによるもので、これを除いた通常予算としては過去最大の予算規模となります。

歳入においては、根幹である市税が対前年度当初予算比で增收見込みとなり、コロナ禍前の税収まで回復する見込みとなったほか、原資となる国税の伸びにより地方交付税が大幅増となり、物価高騰や円安の影響により地方消費税交付金も増となるなど、市税等の一般財源総額は伸びております。

しかしながら、歳出において、原油価格・物価高騰の影響が大きく、各公共施設の電気料、ガス料等が大幅増となっただけでなく、その他の経費にも影響を与えております。また、物価高騰等の影響を踏まえた保険料の据置きに伴い、国民健康保険特別会計繰出金が大幅増となるなど、必要な一般財源の確保が非常に厳しい予算編成ではございましたが、「元気で明るい家庭を築ける野田市」の実現に向けて、あかちゃんお祝い金の創設や子ども医療費助成の拡充、各スポーツ施設の整備・改修事業などを盛り込んだ予算を提案させていただいております。

なお、国の補正予算で補助採択された尾崎小学校、関宿中央小学校、木間ヶ瀬小学校及び二ツ塚小学校のトイレ洋式化改修工事については、令和4年度3月補正予算に前倒し計上しておりますが、4年度からの継続事業である岩木小学校も含めて、5年度は5校の改修工事を全て補助事業で実施できることになっております。今後も国の補助金等を活用しながら、子供たちから要望の多い学校トイレの洋式化改修を加速してまいります。

予算の概要については、この後、諸般の報告で述べさせていただきます。

健康スポーツ文化都市宣言について申し上げます。

健康スポーツ文化都市宣言につきましては、先の定例会で本年4月1日に宣言することを議決いただきました。今後は、市民の皆様とともに「夢のある住みよいまち」「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指していくため、現在、市制施行記念日である5月3日に、文化会館（愛称・野田ガスホール）で記念式典を行うべく、準備を進めております。

記念式典につきましては、スポーツを通じて健康増進を図るとともに、文化活動でも夢や希望を持って取り組んでいただけるような機運を高めるため、式典に加え、イベント性の高い事業も組み合わせて、実施してまいりたいと考えており、関係する経費については、当初予算の補正を今議会に提案させていただき、補正予算では間に合わない費用は、予備費を活用させていただきます。

また、式典を含めた都市宣言記念事業につきましては、令和5年は千葉県が誕生して150周年を迎えることから、千葉県誕生150周年記念事業と連携させながら、実施すべく進めてまいりたいと考えております。

鈴木貫太郎記念館の再建について申し上げます。

記念館再建に向けた第1回鈴木貫太郎記念館建設準備委員会を2月21日を開催いたしました。委員は、市長である私と教育長のほか、野田市文化財保護審議会委員、県立中央博物館長、市内商工関係代表者、地元を代表する者など12人で構成され、私が会長を務めさせていただきます。委員会には、記念館再建基本構想の策定までの協議を担っていただくことをお願いいたしました。記念館が休館となって、既に3年以上が経過しておりますので、委員会には、早期再建に向けて、迅速かつ積極的な協議をお願いし、令和5年度中には、基本構想を策定してまいりたいと考えております。

第1回委員会では、再建に係る課題等について協議いたしましたが、課題の中でも財源の確保は、特に重要な課題でございます。市では、既にふるさと納税や鈴木貫太郎記念館再建基金を設置するなど、財源確保に努めておりますが、現在のところ、博物館に係る国や県の直接的な建設補助金がございません。このため、補助金の対象となる関連事業がないか、調査するよう指示をしたところでございます。いずれにいたしましても、市民の皆様、事業者の皆様を始め、記念館再建を願う市内外の全ての皆様の協力の下、早期の再建を図ってまいります。

生物多様性自然再生事業について申し上げます。

「第2期 生物多様性の戦略」につきましては、昨年12月6日に開催した第9回市民会議において、素案の承認を頂き、その後1月5日から2月3日までパブリック・コメント手続を実施いたしました。頂いたご意見を反映した最終案により2月24日に開催した第10回市民会議において答申を頂きました。

引き続き、生物多様性の重要性を市民の皆様に分かりやすく伝えるとともに、豊かな自然環境をいかしたまちづくりに取り組み、これまで進めてきた生物多様性の取組等を充実、発展させ、自然環境の保全、再生及び利活用を進めてまいります。

なお、2月26日には「ざんねんな生きもの事典」を監修している動物学者の
今泉 忠明 氏を講師に招き開催しました生物多様性講演会は、181人の方にご参加いただきました。

また、生物多様性の取組のシンボルであるコウノトリにつきましては、令和3年に放鳥した「リン」が、江川地区に戻り、長期滞在している「ヤマト」と行動を共にし

ておりますので、ペアになるか期待しているところでございます。

放鳥につきましては、今年も^{たくらん}托卵による放鳥を行う計画でおりますが、「ヤマト」と「リン」の状況を踏まえた上で進めてまいります。

行政改革大綱に基づく組織の見直しについて申し上げます。

行政改革大綱に基づく組織の見直しにつきましては、昨年度、行政改革大綱の一部を見直した中で、補修事務所の体制と機能強化を図り、直営で実施していくこととしたことを踏まえ、4月から土木部内の組織の一部再編を行います。具体的に申し上げますと、市民からの道路の補修要望等の窓口を一本化するための新たな組織として「道路サービス課」を設置し、受付係と工事係の2係体制といたします。受付係は、市民等からの補修要望等の受付のみならず、要望された工事を直営による工事、外注による応急的な工事及び計画的に進める工事に仕分けを行います。仕分けされた工事のうち、直営による工事は、工事係において応急的な措置として速やかに常温合材^{じょうおんごうざい}を使用した補修を行い、その後、恒久的な補修として、耐久性の高い加熱合材により補修を実施する一元的な道路管理を目指し、市民の皆様に見える形でサービスの向上に努めてまいります。経験を有する職員を配置し、直営での舗装補修を積極的に行えるよう工事係の職員を増員させ、機動力のある体制に強化してまいります。このことに伴い、管理課は管理係と河川排水係の2係体制とし、道路の境界査定や水路の除草^{しゅんせつ}や浚渫^{じゅんせつ}などを中心とした業務を行い、道路建設課は工務係と維持係の2係体制とし、国庫補助金を活用した1・2級の主要道路の修繕や橋^{きょう}梁^{りょう}の維持修繕工事を計画的に実施するだけでなく、生活道路や面的に補修を進める路線の修繕工事等も実施してまいります。

また、鈴木貫太郎記念館建設に向けた準備体制の強化を図るために、「鈴木貫太郎記念館建設準備担当」を新設し、さらに、地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会の調査も今年度が重要な時期を迎えており、鉄道建設促進担当及び鉄道複線化担当とともに、市長直轄の市政推進室の所属とすることにより、更なる事業の推進を図ってまいります。

子育て関係では、学校教育課が所管している幼稚園の事務の一部を保育課に移管し、施設利用や補助制度の窓口を一本化することで手続等の利便性の向上を図ることとい

いたします。これに伴い、就学前児童の保護者にとって分かりやすいよう、4月から保育課の名称を「子ども保育課」といたします。

そのほかの主な組織機構の見直しにつきましては、市長直轄の臨時の組織として設置した新型コロナウイルスワクチン接種対策室について、現時点で接種希望者も大幅に減少し、今後、段階的に定期接種に移行する可能性を踏まえ、臨時の組織を廃止し、保健センターに事務を移管することで安定的に業務を行います。また、デジタル化の推進を図るため、総務部行政管理課情報政策係の体制を強化し「情報政策課」を新設するほか、青少年課を生涯学習課に機能を維持しつつ統合するなど、効率的な行政運営を行ってまいります。

公立幼稚園の定員の見直しについて申し上げます。

公立幼稚園の定員数につきましては、かねてより少子化の影響等により条例で規定している定員数と実際の利用園児数が大きく乖離しておりましたが、公立幼稚園の在り方を検討していくためには、実情を踏まえた定員数に見直すことが必要であると考えております。

のことから、令和5年度から休園する関宿南部幼稚園を除き、公立幼稚園の定員数を現在の利用園児数等を基に見直すこととし、1月30日に開催した児童福祉審議会においてご意見を伺い、了承いただきました。

このため、関係する条例改正案を今議会に提案させていただいております。

野田市教育大綱の改訂について申し上げます。

現在の教育大綱につきましては、策定から5年以上が経過していることから改訂作業を進め、取りまとめた素案により昨年10月19日から11月17日までパブリック・コメント手続を実施したところ、3件の意見を頂きました。

頂いた意見を踏まえた修正案を1月25日に開催した総合教育会議において了承いただきましたので、今年度中の策定に向け準備を進めてまいります。

土曜授業の在り方の検討について申し上げます。

土曜授業につきましては、令和5年度もこれまでと同様に、土曜授業を実施するこ

とで増えた授業時間により、全ての児童生徒に学習機会を確保し、きめ細かな指導ができるようすることを主たる狙いとしつつ、より一層主体的、対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を推進するため、年度内に 11 回実施してまいります。

昨年 10 月に立ち上げました土曜授業検討委員会では、委員の皆様からご意見を頂き、小学 3 年生以上の全ての児童生徒、保護者及び教職員を対象とした土曜授業アンケートを 1 月に実施いたしました。現在、提出されたアンケートを分析しており、その結果を基に、今後も土曜授業検討委員会においてご審議いただきながら、土曜授業の在り方について検討を進めてまいります。

学校給食費について申し上げます。

令和 5 年度の学校給食費につきましては、昨年 12 月 24 日及び 1 月 21 日に開催した学校給食運営委員会において、市の基本的な考え方と来年度の 3 つの更なる支援策をご説明させていただき、了承いただきました。3 つの柱につきましては、1 つ目は物価高騰等に対する保護者負担軽減策として、野田産米購入に係る費用を全額公費負担とすること、2 つ目は多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減として、県補助を活用し第 3 子以降の義務教育期間における公立小中学校の学校給食費を無償化すること、3 つ目は物価高騰等の影響を受けている経済的困窮世帯への支援を拡充するため、認定基準を引き下げ、現在の生活保護収入基準の 1.5 倍から 1.6 倍に拡大することで、これら更なる支援に必要な経費について当初予算に計上させていただいております。

施設の老朽化対策について申し上げます。

施設の状況把握と修繕等の優先性の見極めに資すると考えられる「包括管理業務委託」について、236 施設 19 業務を対象として、令和 6 年度から 5 年間の運用を前提にプロポーザル方式による公募を開始いたしました。今後は、各応募者からの提案について関係主管者等で構成する選定委員会での審査を経て、8 月を目途に事業者を選定してまいります。なお、業務委託に係る経費について、当初予算に債務負担行為を設定させていただいております。

また、学校給食施設につきましては、整備方針の策定に向け学校給食運営委員会等

のご意見を伺いながら慎重に策定作業を進めておりますが、経年による老朽化の進行が特に著しい学校給食センター、南部小学校及び東部小学校の3施設については早期に対策する必要性が高いと判断されることから、先行整備案を1月21日に開催した学校給食運営委員会でお示しし、同意が得られましたので整備を進めてまいります。

具体的には、学校給食センター及び南部小学校については建て替えを、東部小学校については、東部中学校で調理し配送する親子調理方式へ変更する整備内容で、東部小学校は令和7年度から、給食センターは令和9年度から、南部小学校は令和11年度からそれぞれ新体制及び新施設での給食提供を開始したいと考えております。そのうち、調理方式の変更により親校となる東部中学校、子校となる東部小学校において、それぞれ今月に保護者への説明会を開催したところ、反対意見等はございませんでしたので、関係する改修設計費について、当初予算の補正予算に計上させていただく予定であります。

なお、整備の際は、給食が停止することのないよう、給食センターは新たな用地での整備を含め、あらゆる手法を検討してまいります。また、南部小学校は新センターからの代替給食、東部小学校については夏季休暇を活用した改修等、適時適切な対応策を講じてまいります。

諸般の報告について申し上げます。

令和5年度一般会計予算の概要について申し上げます。

個人及び法人市民税については、景気の回復傾向により対前年度当初予算比で增收見込みとなっております。また、固定資産税についても、家屋の新築棟数の増加見込みに伴い増となり、軽自動車税、たばこ税の増などを含めた市税全体としては、対前年度当初予算比約4億7,400万円、2.1%の増となっております。ただし、今議会において決算見込みに基づく市税の増額補正をしておりませんので、3月補正後額との比較では約1億8,100万円の増となります。

地方の財源不足を補う普通交付税については、原資となる国税の上振れ分の一部が令和4年度から5年度に繰り越されたこともあり、対前年度当初予算比で約10億300万円、25.2%の増となりましたが、普通交付税の代替である臨時財政対策債は対

前年度当初予算比で約8億8,300万円、69.6%の減となっております。

一方の歳出は、先ほど市政一般報告で申し上げたとおり、指定管理施設も含めた各公共施設の電気料等が約4億7,600万円の増となったことに加え、国民健康保険特別会計への繰出金が約5億5,200万円の増となりましたが、令和4年度予算への前倒しに伴う普通建設事業費の減、定年延長に伴う退職手当の減、公債費の減などがあり、最終的には4年度に引き続き財政調整基金からの繰入れは行わずに収支均衡を図っております。

令和6年度以降、市税等の大幅な增收が見込めない中、喫緊の課題である公共施設の老朽化対策にも対応していかなければならぬため、引き続きゼロベースでの事業見直しや新たな財源確保に全庁を挙げて取り組んでまいります。

児童虐待再発防止の取組について申し上げます。

野田市要保護児童対策地域協議会実務者研修会として、「虐待防止のための気付きと通告の大切さ」をテーマに、野田市児童虐待死亡事例検証委員を務めていただいた一般社団法人 日本子ども虐待防止学会理事の 奥山 真紀子 氏を講師に招き、1月13日に民生委員児童委員や地区社会福祉協議会、市議会議員等の地域の支援者を対象に開催し、75人に参加いただきました。今後も市の再発防止策の更なる充実を図ってまいります。

ふるさと納税について申し上げます。

ふるさと納税につきましては、新たなポータルサイトとしまして、昨年12月から「ふるなび」を追加し、現在、7つのふるさと納税ポータルサイトで本市に寄附が頂けるようになっております。

ふるさと納税ポータルサイト及び返礼品の拡充を行った結果、令和4年度分のふるさと納税につきましては、2月1日現在で、みどりのふるさと基金へ1,497件、4,547万3千円、学校施設整備等基金へ998件、2,516万円、鈴木貫太郎記念館再建基金へ1,127件、2,641万1千円、合計9,704万4千円と過去最高を上回る寄附額を頂いており、当初の見込額を上回る状況となっております。

また、企業版ふるさと納税につきましては、生物多様性や自然環境保全に加え鈴木

貫太郎記念館を始めとする歴史的資源の整備・活用に本市が取り組む「自然及び歴史と共生するまちづくり推進プロジェクト」に対して、令和3年度に続き、ちば東葛農業協同組合様から30万円の寄附を頂いております。

公共施設の公衆無線LANの整備について申し上げます。

公共施設の公衆無線LANの整備につきましては、野田市公共施設公衆無線LAN整備方針に基づき、今年度中の整備を予定しておりました公共施設のうち、中央公民館、南部梅郷公民館、川間公民館及び関宿中央公民館において2月1日から運用を開始いたしました。残る6カ所の公民館や生涯学習センター、関宿コミュニティ会館につきましては、年度内の運用開始を目指しております。船形多世代交流センターにつきましては、4月から運用を開始する予定となっております。

また、小中学校など災害時等の指定避難所となっている学校施設については、既存のGIGAスクール構想で構築したネットワーク環境を活用し、市内全小中学校体育館への公衆無線LANの整備を進めております。現在、市内31校のうち、30校で整備が完了し、体育館の改修工事後に着工を予定している関宿中央小学校につきましても、年度内に完了する見込みとなっております。

整備完了後は、災害時等に多くの避難者を収容する小中学校体育館において、平時は学校教育の専用となっている無線LANを開放することで情報の取得や発信など、避難所の通信手段の確保が図られることになります。

市内における遊具等の安全点検について申し上げます。

先の議会において、学校遊具の専門業者による委託点検を令和5年度から導入することを申し上げましたが、市が管理する遊具につきましては、小中学校のほか、公園、児童遊園、子ども館、幼稚園、保育所、子供の遊び場などに広く設置しております。

これらの遊具につきましても、子供たちの安全を第一に考え、専門業者による年一回の安全点検を一括して業務委託することにより実施したいと考えており、必要な経費について当初予算に計上させていただいております。

公共施設の耐震診断結果について申し上げます。

今年度に実施しました郷土博物館本館及びあすなろ職業指導所^{きゅうとう}旧棟の耐震診断につきましては、郷土博物館の耐震性能不足が判明いたしました。

当施設は、^{くに}国登録有形文化財の位置付けもあることから、文化財としての景観を損なわぬよう、補強実施の可否も含め慎重に検討してまいります。

公共施設のP C B含有調査の結果について申し上げます。

小学校 16 校、中学校 7 校、幼稚園 2 園の蛍光灯照明器具 2,221 台、低圧コンデンサー 2 台、その他公共施設 88 施設の蛍光灯照明器具 1,334 台、低圧コンデンサー 87 台を調査した結果、P C B含有照明器具が 76 台、国で処分方法が決定していない成分分析不可能なコンデンサー内蔵型の安定器で、P C B含有の可能性がある照明器具が 11 台、P C B含有低圧コンデンサーが 9 台確認されました。

そのうち、高濃度 P C B含有機器については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に 3 月中に登録し、期限内の処理手続を完了するとともに、低濃度 P C B含有機器については、委託期間を 3 月 15 日までに延長し、無害化処理認定施設で処分を行ってまいります。残る P C B含有の可能性があり成分分析不可能な照明器具 11 台は、国の処分方法が決定するまで中央小学校の P C B廃棄物保管場所で保管してまいります。

私立幼稚園における幼稚園教諭の人材確保に向けた支援について申し上げます。

市内の私立幼稚園における幼稚園教諭の人材確保支援につきましては、野田地区私立幼稚園協会からの要望事項として挙げられ、意見交換を重ねてまいりましたが、幼稚園教諭として市内の私立幼稚園に新たに雇用された方に対して、奨励金を交付するほか、市内の民間賃貸住宅に居住する方に対し家賃の一部を補助する制度を創設していくことで協議が整ったことから、これらに係る経費について当初予算に計上させていただいております。

こども未来教室について申し上げます。

小学校 3 年生の部につきまして、参加児童等を対象に実施したアンケート調査の結果、児童の回答では、「未来教室での勉強が楽しかった」、「算数、国語が好きにな

った」が約90%と高い割合となり、保護者の回答では、「学校の成績が良くなつた又はある程度良くなつたと感じる」が58%となり、昨年度から6ポイント増加しております。「未来教室に参加させたことは良かったか」の質問については、昨年度に引き続き約80%の方から「とても良かった」との回答を頂きました。また、要望としまして、ほかの学年での実施を希望する意見や、より基礎的な学習、より発展的な学習にも取り組んでほしいという意見もございました。学校の回答では、学習面での成果について「良い成果や少しは良い成果があった」が100%となっております。

今後も委託事業者とともに、個々の理解度に応じたきめ細やかな学習指導に努めてまいりたいと考えております。なお、中学生の部につきましては、12月末日現在の全学年での登録生徒数が339人、出席率は63.9%となっております。

学校給食の異物混入とその後の対応について申し上げます。

1月17日にみずき小学校で、1月20日に岩名中学校と川間中学校で提供した学校給食の異物混入事故を受けて、1月24日及び25日に野田保健所による当該校への立入調査が行われました。

市では、保健所による調査実施の前に関係課が原因調査を行っており、調理場には異物混入の原因と思われる器具等の破損がないことなどを確認しております。あわせて、市内の食材納入業者を訪問し確認するとともに、市外の食材納入業者に対しても、製造工程で今回の異物と同様の材質を使用している器具等がないことなどが確認できましたが、現時点では原因の特定までには至っておりません。なお、保健所からは異物混入を発生させないための対策を継続するよう指摘を受けております。

異物混入を発生させないための取組の一つとして、昨年10月に「野田市学校給食異物混入防止マニュアル」の全面的な見直しを行い、改訂をしたところですが、今回の異物混入の件を受け、各学校で年1回以上の異物混入の防止に関する訓練を実施することを追加し、年度計画を作成するよう各学校に指示しております。

さらには、野田保健所にもご協力いただき、2月16日に野田保健所健康生活支援課から講師を派遣していただき、調理従事者及び栄養士を対象とした研修会を実施いたしました。

今後も、これらの取組を徹底し、異物混入の再発防止及び安全安心な学校給食の提

供に努めてまいります。

適応指導学級の名称変更について申し上げます。

適応指導学級につきましては、様々な理由により学校に通うことができない児童生徒が教育相談やグループ活動を通して自信を回復し、学校復帰できるよう支援する場として市内 2 カ所に設置しております。

そのような中、昨年 6 月に国から発出された今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方に關する通知において、従来使用していた適応指導教室等の呼称を児童生徒や保護者の抵抗感を減らし、親しみやすいものとするよう検討を求められたことを受け、4 月 1 日から名称を「野田市教育支援センター ひばり」に変更いたします。

今後も引き続き、児童生徒の個々の状況に応じた支援に取り組んでまいります。

各種行事の実施状況について申し上げます。

1 月 9 日に文化会館（愛称・野田ガスホール）において、二十歳の方を対象として、令和 5 年野田市成人式を 3 年ぶりに集合形式で開催いたしました。

当日は、感染対策を徹底し、対象者数は 1,548 人、出席者数は 1,048 人で、出席率は 67.7% がありました。

また、式典の状況を収録した動画を 1 月 18 日から 31 日までインターネット動画共有サービス Y o u T u b e の野田市公式動画チャンネルにおいて配信し、1,014 回の視聴がございました。

2 月 17 日から 19 日までの 3 日間、中央公民館、市民会館及び中央小学校において「クラブフェスタ 2023」として、オープンサタデークラブの作品展示と発表を行い、合わせて 366 人の来場者がありました。

寄附について申し上げます。

鈴木貫太郎記念館再建基金指定寄附金として、野田市東宝珠花 442 番地 1 関宿ライオンズクラブ 様から 100 万円を頂きました。

新入学児童への交通安全啓発物資として、野田市宮崎 147 番地の 4 一般社団法人
野田交通安全協会 様、野田市宮崎 147 番地の 4 野田地区安全運転管理者協議会
様及び野田市野田 237 番地の 1 千葉県トラック協会野田支部 様からランドセルカ
バー 1,181 枚、40 万 6,131 円相当を頂きました。

学校における新型コロナウイルス感染症対策として、野田市木間ヶ瀬 5653 番地
株式会社ユー・エス・エス 東京会場長 支配人 三上 みかみ 正裕 まさひろ 様からハンドジェ
ル 500ml 624 本、2ml 168 本、15 万円相当を頂きました。

ご寄附につきましては、改めて御礼申し上げます。

一般質問について（概要）

◎ 深井 和幸議員

《質問の要旨》

3 野田市教育大綱について

- ① 策定の考え方及び実施期間について
- ② 教育行政の目標について
- ③ パブリック・コメント手続の結果について
- ④ 従前の教育大綱の評価について

《答弁》

3 野田市教育大綱について

- ① 策定の考え方及び実施期間については、教育大綱の策定にあたっては、教育行政の政治的中立性などを確保するため、行政改革大綱に示された考え方に基づき、平成 27 年 5 月に開催された第 1 回総合教育会議において決定された方針により、「大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する」としていること、また、大綱の期間は、国の教育基本振興計画の対象期間が 5 年であることなどから、令和 5 年度から 9 年度までの 5 年間とした。
- ② 「野田市総合計画」の将来都市像の実現に向け取り組むべき 6 つの基本目標のうち、教育・文化に関する「基本目標 3 豊かな心と個性を育む都市」を推進するため、「学校教育の充実、生涯学習の充実、青少年の健全育成」の 3 つを、大綱の基本理念に位置付けている
- ③ パブリック・コメント手続の結果については、市民の皆様から広くご意見、ご提案を頂くため、パブリック・コメント手續を令和 4 年 10 月 19 日から 11 月 17 日まで実施したところ、3 件の意見が寄せられた。この 3 件の意見について、野田市総合教育会議において審議をいただき、うち 1 件の意見を野田市教育大綱に反映させている。
- ④ 従前の教育大綱の評価については、教育大綱に定めた目標及び取組指針を達成するために、施策を実施し、その取組状況については、点検及び評価を毎年度実施しており、学識経験者から意見を頂いて報告書を作成している。なお作成した報告書については、議会に提出するとともに、市のホームページや各図書館などに配架し公表している。

◎ 竹内 美穂議員

《質問の要旨》

1 土曜授業について

- ① 土曜授業が導入された動機や背景について
- ② 導入から 10 年。その間に行われた成果の確認と検証について
- ③ 土曜授業の出欠の扱い及び欠席状況について
- ④ 今回行われたアンケートの内容について
- ⑤ 土曜授業検討委員会の今後の動向について
- ⑥ 今後は子供たちや教職員の福祉やウェルビーイングに関心を寄せウェルビーイングの維持・向上につながる環境を整えていくことについて
- ⑦ 変わるゆく時代の中で「土曜日の過ごし方」という視点で議論が必要と考えるが見解をお聞きします

《答弁》

1 土曜授業について

- ① 土曜授業が導入された動機や背景については、完全週 5 日制の実施や学習指導要領の改訂による学習内容の不足などから起因する学力低下を防ぐため、平成 14 年度より教育環境整備事業を進めてきたところである。

野田市の特徴は、大学の先生や学生による出前授業や教員のための研修会等を実施する東京理科大学パートナーシップ協定、文科省の指定を受けて全中学校区に設置した学校支援地域本部事業などが挙げられる他に授業時間の確保のため、二学期制の導入、ちば県民の日を授業日とした。土曜日には、教育環境事業の代表例として地域人材が小学生の学習をサポートするサタデースクールと文化・スポーツの活動をサポートするオープンサタデークラブを実施してきた。サタデースクールは土曜授業の源流となるもので、教員はかかわることなく学校の校舎を使い、地域の人材が、希望する児童に算数を教えるというものであり、開始当初は全児童の 40 %が参加していたが、平成 25 年度では参加率が約 20%まで下がり、「勉強熱心な児童は参加するが、本当に勉強してもらいたい子どもは来ない」という悩みも現場から聞かれるようになった。平成 25 年度の全国学力・学習状況調査では成績がふるわず、市内の地域による格差や、上位層と下位層の格差、いわゆる二極化が課題として浮き彫りになった中で国

が学校週 6 日制の復活を検討しているといった方向性も視野に置き、土曜授業の導入の検討を始めている。それまでのサタデースクールでは、本当に学習してほしい子どもに学習する機会を与えることができていないという課題があった一方、野田市の特徴である学校支援地域本部や、東京理科大学とのパートナーシップ協定などにより、土曜日には地域人材が学校に集まるなどの協力が得られる環境にあったことから、地域人材を最大限に活用しつつ、この機に学校が主体となる土曜授業に取り組むべきではないかという結論から、平成 26 年度より、毎月第 2 ・ 第 4 土曜日を実施日の基本とし、午前中 3 時間、年間 17 回で土曜授業がスタートしている。

- ② 導入から 10 年。その間に行われた成果の確認と検証については、開始当初はきめ細やかで質の高い教育の機会の確保という趣旨を踏まえ、国語、算数、数学、英語を原則とし、主につまずきを補う学習や発展的な学習など複数の指導者による授業などにより、各学校が工夫しながら取り組んできた。

これらの取組により、学習の基礎基本の定着は進み、自分のためになっていると回答した児童生徒は、平成 26 年度の 69.3 % から令和 2 年度では 70.9 % と増加しており、土曜授業を続けたいと回答した保護者は、平成 26 年度の 64% から令和 2 年度には 55.4 % に減少しているものの、児童生徒の回答では 31.6 % から 36.7 % へと増加している。このような結果も参考に、児童生徒が意欲的に取り組むことを目指して、土曜授業の内容、取り組み方を毎年見直してきたところである。また、平成 25 年度当時の課題の一つに、野田市的小・中学生は、土日の家庭での勉強時間が短い傾向にあり、平成 25 年度では、家庭での勉強を全くしないか勉強時間が 30 分以内であった小学生は 45.6 %、中学生は 42.1 % で、全国を上回る状況だったが、令和 3 年度には小学生 37.9 %、中学生 19.4 % と減少し全国を下回る結果となり、土曜授業によって休日の学習習慣が身についた成果であるといえる。さらに、令和 2 年 3 月から 5 月にかけて、コロナウイルス感染症防止のため、学校は全国一斉臨時休業となり、令和 3 年 9 月には、野田市内小中学校で、夏季休業を延長したことから臨時休業の措置がとられた。同時に、学習指導要領の改訂に向けた移行措置期間となり、補習を中心として取り組んできた土曜授業から通常授業ができるように改め、学習時間の確保に努めると共に、各学校で土曜

日ならではの活動にも取り組めるものとしたことで、コロナ禍による制限の中でも、令和2年度では年間8回、24時間程度、令和3年度では年間11回、33時間程度の土曜授業を実施したこと、授業時間確保の一助となった。また、土曜日ならではの教育活動として、例えば漢字検定やNIEへの取組、地域連携による合同防災訓練、オンラインによる授業参観など、各学校で工夫して取り組んできた。

- ③ 土曜授業の出欠の扱い及び欠席状況については、部活動やクラブチームなどの大会への参加、進路に関する説明会への参加などは、欠席の扱いとはしない配慮がされており、土曜授業開始当初は、近隣自治体も土曜授業を始めることで、こういった大会等は土曜授業日以外の開催日が検討されると見込んでいた。しかし、近隣自治体で土曜授業に取り組む所がなく、様々な活動は、本市の土曜授業を考慮することなく開催されているのが現状である。そのため児童生徒は、いずれかを選択して参加しなければならず、また、児童生徒の参加だけでなく、教職員が審判や役員として招集されることも多く、学級担任や教科担任がいないので授業が進められない現状もあることから、野田市単独での土曜授業の実施における課題の一つとなっている。
- ④ 今回行われたアンケートの内容については、導入当時とは児童生徒を取り巻く環境は大きく変化していることから、土曜授業を総括することを目的に、昨年10月、土曜授業検証委員会よりもメンバーを増やした土曜授業検討委員会を立ち上げ、土曜授業の廃止、また存続ありきではなく、土曜授業のあり方についてご意見をいただき、必要な改善、もっと良い方法を検討するなど、抜本的な見直しを図ることが必要であろうと考えた。そのため、まずは、市内小・中学校の児童生徒、保護者、教職員が、土曜授業をどのように考えているのかを把握するためにアンケートを実施している。また、児童生徒については、発達段階を考慮し、小学校3年生から中学3年生の全児童生徒を対象とした。内容項目については、児童生徒へは「土曜授業をやってきて良かった点は何か」、「土曜授業を続けていくために困っていることは何か」、「土曜授業ではどんなことを学びたいか」、保護者には、「土曜授業のねらいは達成できていると思うか」、「土曜授業を続けていく上で考えていくべき点は何か」、「土曜授業でどんな力を付けてほしいか」とし、回答方法は、自由記述を各項目に

設定した上で、選択式での回答としたところである。

- ⑤ 土曜授業検討委員会の今後の動向については、土曜授業検討委員会でアンケート結果に対しご意見等をいただき、必要に応じてさらなる意識調査等を実施する予定であり、土曜授業は今後どのようにあるべきか、検討することとしたい。
- ⑥ 今後は子供たちや教職員の福祉やウェルビーイングに関心を寄せウェルビーイングの維持・向上につながる環境を整えていくことについては、令和3年1月の中央教育審議会の答申において、「子供たちがウェルビーイング（Well-being）を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることの重要性が指摘されている。」と述べられており、ウェルビーイングに関心をもつことは重要な視点であると認識している。
- ⑦ 変わるゆく時代の中で「土曜日の過ごし方」という視点で議論が必要と考えるが見解については、野田市の子どもたちが自らの良さ、可能性に気づき、「生きる力」を身につけていけるよう指導していく必要性を感じており、あわせて、多様な人々と力を合わせ、よりよい社会と幸福な人生を築いていけるよう、自分も周囲の人たちも大切にできる、豊かな心を育てていきたいと思っている。また、児童生徒に向き合う教職員が、身体的にも、精神的にも、社会的にも良い状態であることを維持・向上できる環境は必要不可欠であると感じることから、それらの視点を十分に踏まえて土曜授業のあり方の検討をしていく。

◎ 滝本 恵一議員

《質問の要旨》

- 1 自殺防止対策について
- ④ 児童・生徒・学生への周知、啓発について
- 2 登下校時の熱中症予防のための日傘使用について
- ① 日傘を使用する事への教育委員会や校長会における議論の有無について
- ② ルールやガイドラインについて

《答弁》

- 1 自殺防止対策について
- ④ 児童・生徒・学生への周知、啓発については、小・中学校では、道徳科の授業

を要とする教育活動全体を通して、児童生徒が生命を尊重することの大切さを学ぶとともに、周囲の大人や友達に悩みなどを相談できる力を身につけられるよう指導しており、特に、年度当初や長期休業前に「SOSの出し方教育」の授業を実施し、悩みや不安を1人で抱え込まず、深刻な事態になる前に、早めに周囲や関係窓口に相談することの大切さを、児童生徒の発達段階を踏まえて指導してきた。また、中学生に対しては、匿名で報告・相談できるアプリ「STAND BY」を導入しており、相談できる窓口を増やしている。その上で、悩みや不安を訴える児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を学校に派遣するなど、心理や福祉の専門家と連携しながら子供たちの支援を行ってきたところである。また、GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末を利活用して、「WEBQU」と呼ばれる心理検査を実施し、子供たちの学校生活を送る上での意欲などを把握し、生徒指導に役立てている学校がある。国では、学校生活の中で児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐ手法の一つとして、1人1台端末の活用を推進しており、先に述べたSTAND BYの他に、子どもたちが毎日のこころとからだの状態を天気に例えて記録し、自分自身のこころの状態の「変化」を見える化する「WEBアプリ」の活用を先行的に実施している自治体もある。これらの社会情勢も踏まえ、今後、1人1台端末を活用した相談体制等の必要性についても検討し、児童生徒がこころの状態を自己管理し、相談できる力を養っていくよう支援・指導していく。

2 登下校時の熱中症予防のための日傘使用については、

- ① 日傘を使用する事への教育委員会や校長会における議論の有無については、これまで熱中症予防のための日傘の使用について教育委員会や校長会において議論に上がったことはない。保護者からの問合せについては、昨年の夏、学校に直接日傘着用の申出があったが、その際、学校では、児童生徒の体調等に合わせて日傘の使用を認める措置をとっている。熱中症対策として日傘使用の希望があった場合、基本的には全ての学校で使用を認めており、少ない人数ではあるが児童生徒及び保護者の希望により、通学時に日傘を使用している児童生徒がいる。

② ルールやガイドラインについては、文部科学省や千葉県教育庁からの通知及びガイドラインでは熱中症対策として日傘の活用に関しては明記されていない。さらに、県や文部科学省の担当者に問い合わせたところ、現時点では、今後日傘について明文化し、ガイドラインを作成したり、通知したりすることは考えていないとのことであった。

現在、教育委員会では、熱中症予防対策として各校に対して、帽子の着用、こまめな水分補給、エアコンを使用した温度管理、状況に応じた適切なマスクの着脱について指導している。

また、登下校時における児童生徒の熱中症予防対策としては、児童生徒に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給について指導している。市内全ての小学校では、通学時に安全帽を着用しており、これは熱中症対策としても一定の効果はあるものの遮光性の高い日傘はそれを上回る効果があると考えている。

しかしながら、日傘の使用に関しては、滝本議員がご指摘のとおり熱中症対策に有効であるという一方、傘を差すことで視界を遮ったり、片手がふさがったりして交通事故の危険性が高まることや、風にあおられたり、傘を振り回したりしてけがにつながることも懸念される。このため、教育委員会としては、日傘の使用に関しては、児童生徒に対して一律に使用を推奨していくのではなく、通学路等の実態も含めて対応するものと考えている。日傘の使用に関しては、このような問題も考えられることから全ての学校において、まわりの安全に気をつけながら使用すること、自転車通学の場合は傘を使用しないことなどについて指導しているところであります。教育委員会として、ルールやガイドラインで明文化することは考えていない。

◎ 金木 祐輔議員

《質問の要旨》

1 土曜授業の今後の展開について

- ① 土曜授業を展開している市町村は、県内では野田市だけだが、他県の自治体はどうか伺う
- ② 今回の土曜授業アンケートの内容には「続けるか、見直すか」の問い合わせがなかつたが、それはなぜか、今後も含めて伺う

③ 今後の見直しや方向性などについて伺う

《答弁》

1 土曜授業の今後の展開について

① 土曜授業を展開している市町村は、県内では野田市だけだが、他県の自治体はどうか伺うについては、文部科学省が実施した「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」では、年間一日でも土曜授業を実施している公立小中学校は全国で 26.3 % であった。なお、私立小・中学校を含めたデータは持ち合わせていないが、近隣の東葛飾管内の私立小・中学校では、令和 4 年度においては、8 校全ての学校で年間一日以上の土曜授業を実施しているという状況であった。千葉県外について例を挙げると、野田市が導入の際に参考とした東京都品川区では、令和 3 年度は年間 14 回実施していたが、コロナの影響により、国から年間標準授業時数を下回ってもよいという通知があったことや、教員の振替の取得が難しいといった理由で令和 4 年度は年間 8 回の実施となっている。

大阪府泉佐野市では、平成 28 年度から土曜授業を導入し、令和 4 年度は市内全ての公立小・中学校で年間 4 回の土曜授業を実施しており、三重県では、平成 27 年度より全市一斉に土曜授業を導入したが、現在は各市回数を減らしたり、廃止したりという動きになっている。例えば、三重県名張市では、これまで年間 4 回の土曜授業を実施していたが、児童生徒の欠席数増加と教職員の業務改善の観点から、令和 3 年度をもって終了となっている。

② 今回の土曜授業アンケートの内容には「続けるか、見直すか」の問い合わせがなかつたが、それはなぜか、今後も含めて伺うについては、導入当時は、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化していることから、土曜授業を総括することを目的に、昨年 10 月、土曜授業検証委員会よりもメンバーを増やした土曜授業検討委員会を立ち上げところである。その上で、土曜授業の廃止ありきではなく、また存続ありきでもなく、土曜授業のあり方についてご意見をいただき、必要な改善、もっと良い方法を検討するなど、抜本的な見直しを図ることが必要であろうと考えている。そのため、まずは、市内小・中学校の児童生徒、保護者、教職員が、土曜授業をどのように考えているのかを把握するためにアンケートを実施している。来年度は、今年度同様月に 1 回程度、年間 11 回の土曜授業

を行い、「主体的・対話的で深い学び」であったり、土曜授業の特質を活かした活動であったりと各校工夫して土曜授業に取り組んでいくこととする。

- ③ 今後の見直しや方向性などについて伺うについては、土曜授業検討委員会でアンケート結果に対しご意見等をいただき、必要に応じてさらなる意識調査等を実施する予定であり、土曜授業は今後どのようにあるべきか、検討していきたい。

◎ 河井 哲弥議員

《質問の要旨》

4 全公民館の維持管理について

- ① 市内全公民館の維持管理について、各公民館の屋外環境維持には職員の人数的に難しいと推察するがその対応について
② 地域の顔で有る公民館の一部には著しく外壁が汚れているものもある。洗浄を含めた營繕の状況について説明を求める

《答弁》

4 全公民館の維持管理について

- ① 市内全公民館の維持管理について、各公民館の屋外環境維持には職員の人数的に難しいと推察するがその対応については、中央公民館を除く各公民館には清掃業務を行う業務員を1名ずつ配置しており、中央公民館は、文化会館の指定管理者により総合福祉会館を含め清掃委託を一括で行っている。

北部公民館、関宿中央公民館、木間ヶ瀬公民館の3館には市の正規職員である業務員を配置し、それ以外の公民館は、日曜日と火曜から金曜日までが1日5時間勤務、土曜日が3時間30分勤務の会計年度任用職員を配置している。

各館の業務員は、敷地内における日常の清掃やごみ拾い、点検などを行っているが、草刈りなど広範囲に及ぶ作業は、業務員のみで対応することが難しいため、各館の館長や事務職員が協力して環境維持に努めている。

敷地内の樹木等については、剪定業者に委託し年2回程度の剪定を行っている。このように、公民館の日常の清掃業務については業務員が行い、職員では対応が難しい業務については専門事業者に委託しており、各公民館の屋外環境維持には職員の人数的に難しいとは認識していない。

② 地域の顔で有る公民館の一部には著しく外壁が汚れているものもある。洗浄を含めた營繕の状況について説明を求めるについては、市内 10 館の公民館うち 5 館は昭和の時代に建てられ、古いものでは 45 年以上経過しているものもあり、経年劣化による外壁の黒ずみや変色している部分も見受けられる状況となっている。外壁の洗浄は、現状は職員が手の届く範囲を行っており、今後は、安価で購入できる高圧洗浄機等を使って高所の清掃可能な範囲を職員が実施することにより、施設の美化に努めていく。

公民館をはじめとする社会教育施設は、野田市公共施設等総合管理計画及びその具体計画として令和 3 年 3 月に策定した野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づき、施設管理に努めているが、厳しい財政状況から危険性・緊急性を優先的に考え整備を進めているのが実情である。

外壁や屋根などの劣化は、躯体寿命にも大きく影響する重要な保全部位であり、日常点検等を始めとする状況把握に努め、公共施設全体での優先性等を見極めながら、大規模改修等の必要性・時期を検討していく。

◎ 庄司 真生議員

《質問の要旨》

3 市内公立小中学校における給食での黙食について

- ① 黙食についての市の考え方を伺う
- ② 現在の対応はどうなっているか伺う
- ③ 国や県の見解を受けた市や学校の今後の対応について伺う

《答弁》

3 市内公立小中学校における給食での黙食について

- ① 黙食についての市の考え方を伺うについては、新型コロナウイルス感染症対策について本市は原則、国や県の通知やガイドラインを参考とし、市の感染状況を踏まえて対応しており、黙食についての対応も同様である。

文部科学省の令和 4 年 11 月 29 日付けの通知では、従前から、必ず「黙食」とすることを求めておらず、「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をを行うことも可能」とされている。また、令和 4 年 12 月 22 日に改訂された千葉県のガイドラインに

は黙食に関して「教育的な配慮の観点から、黙食の見直しを行うことが適切」、「黙食を行う必要はなく、換気を徹底するとともに身体的距離を確保した上で、児童生徒等の間で会話を行うことを可とする。」、「身体的距離は、おおむね1m以上を確保すること。」とされている。以上の内容と市の感染状況を踏まえ、市のガイドラインを改訂している。具体的には、それまで「静かに食べる」や「対面での黙食も可とする」としていたものを、「給食の際、黙食の必要はなく、換気を徹底するとともに身体的距離（1m以上）を確保した上で、児童生徒間で会話を行ってもよい。」と変更している。この内容は、冬休み明けに保護者にも周知している。

- ② 現在の対応はどうなっているか伺うについては、先ほど申し上げたように市としては、「身体的距離を確保した上で、児童生徒間で会話を行ってもよい」としたところだが、最終的には各学校の判断となる。

冬休み明けの給食時の状況だが、小学校においては、児童数の多少によって、見直しの程度に差はあるものの、換気や身体的距離を配慮し、大声にならないよう小さな声で会話をしても良いとした学校が多かった。座席配置については引き続き、前向きでの喫食を続けている学校が多いが、1クラスの人数が少なく適切な身体的距離が取れる学級では、車座や円形にするなど座席配置を工夫して喫食している学校もあった。

しかし、現状としては感染リスクが一番高いのは給食時であり、まだ安心できるような状況ではないという判断で、1クラスの人数が多く一定の身体的距離を確保できない小学校や、高校受験や定期テスト等を考慮し、給食時の感染拡大を防止する観点から、ほとんどの中学校では、黙食の見直しを見送っている。そのような学校も、感染状況が落ち着いている現在や年度の切替時に黙食の見直しを検討しているところである。また、黙食を見直し、会話をして良いとした小中学校においても、実際のところ児童生徒自身が会話をすることを躊躇し、見直し前と状況があまり変わっていないという学校もあった。

- ③ 国や県の見解を受けた市や学校の今後の対応について伺うについては、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変更されること等が決定しており、新型コロナウイルス症感染対策の大きな転換点となることが予想される。黙食の対応を含め、新型コロナウイルス感染症対策については、1点目でも申し上げた

ように、原則的に今後も国や県の見解に基づき対応していくが、感染状況や他の市の動向も踏まえつつ、その都度、国や県の通知が本市の実情に適したものかを検討しながら、児童生徒及び教職員が教育活動を滞りなく行えるよう努めていく。

◎ 内田 陽一議員

《質問の要旨》

5 文化芸術の取組みについて

- ① 健康スポーツ文化都市宣言を実施するにあたり、文化芸術振興に向けての市の考え方をお聞きします

《答弁》

5 文化芸術の取組みについて

- ① 健康スポーツ文化都市宣言を実施するにあたり、文化芸術振興に向けての市の考え方をお聞きしますについては、健康スポーツ文化都市宣言を4月1日に宣言することで現在準備を進めているが、先の議会でも述べたとおり、この宣言はスポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、人づくり、まちづくりに繋げようとするものである。そのために、市民が文化や芸術、郷土の偉人に触れ、親しむことのできるような主体的な活動を促す施策を実施したいと考えており、その一部は既に実施をしている。

具体的には、公民館等に公衆無線LANを整備したほか、文化祭などに代表される市民が主体となって行なう文化活動の支援や、文化会館等における委託文化事業の展開、郷土博物館における地域づくりネットワークによる情報発信などに取り組んでいる。実際に、今年度は、新型コロナ対策等の緩和により、多くの文化イベントが再開されており、昨年11月の野田市文化祭や12月の野田市民俗芸能の集いは3年ぶりに開催され、多くの方に鑑賞いただいた。

また、市が文化会館の指定管理者に委託して行っている文化事業では、よしもとお笑いライブ、宝くじ文化公演 AROUND40 MEMORY CONCERT -FOREVER-の公演を実施し、多くの方に来場いただき、良質な文化芸術を提供できたものと考えている。

その一方で、コロナ禍により文化団体の活動状況にも変化が見られ、各団体に

所属する会員数の減少や会員の高齢化などの課題が顕著になってきている。実際に文化団体協議会に所属する加盟団体の会員数を比較すると、コロナ禍以前の令和元年度は会員数 4,297 人であったものが、令和 3 年度は会員数 3,619 人へと減少した。教育委員会では、健康スポーツ文化都市宣言を契機とし、先人たちが築いてきた野田市ならではの歴史や文化を野田市の将来を担う子どもたちへ継承していくことが非常に重要であると考える。子どもたちは文化活動を通じて人間力を育むことができ、鈴木貫太郎翁をはじめとする郷土の偉人や豊かな自然環境などを学ぶことによって郷土である野田市への誇りや愛着が芽生えるものと考える。

文化芸術は、私たちの生活に潤いと豊かさ、そして活力を与えてくれる大きな力であるとともに、地域の創造性を高めることにもつながるものであることから、このような点も踏まえ、健康スポーツ文化都市宣言を新たな起点とし、今後も、本市の伝統文化や芸能を含め、音楽、美術、写真、演劇及び舞踊等を幅広く推進し、個性豊かなまちづくりを進めていく。

◎ 星野 幸治議員

《質問の要旨》

2 市内公立小中学校の教職員未配置問題について

- ① 教職員未配置の状況がどのようにになっているのかを伺う
- ② 2023 年度当初の定数に対する欠員はどのように見込んでおられるのかを伺う
- ③ 年度途中の産休・育休・長期療養休暇などの代替教職員の確保について、年度当初から市独自の教員を採用・確保することが必要と考えるが、市の見解を伺う
- ④ 県の 2023 年度当初予算（案）の中には、教育施策の推進として「専科教員の配置事業」が盛り込まれているが、その事業についての市の見解を伺う

《答弁》

2 市内公立小中学校の教職員未配置問題について

- ① 教職員未配置の状況がどのようにになっているのかを伺うについては、令和 4 年 6 月議会でも答弁したとおり、教諭等の出産休暇や育児休業、療養休暇、看護休暇等の取得や休職、年度途中の退職が生じた場合などに、本来であれば代替

の講師が配置されるところであるが、近年、県教育委員会に登録している講師が不足している状況があり教職員が未配置となる学校がある。 今年度の未配置の状況は、令和5年3月1日現在で小学校が12校17名、中学校が5校5名の計22名となっており、6月の19名より3名増加している。内訳として、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく標準職員定数に対する欠員を補うための「定数内欠員補充講師」の未配置が小学校7校・中学校2校、休職を取得している職員の代替となる「休職欠員補充講師」の未配置が小学校2校、産休を取得している職員の代替となる「産休代替講師」が小学校1校、中学校3校、育休を取得している職員の代替となる「育休代替講師」が小学校6校の計21校となっており、小学校の担任が9名、少人数指導や通級指導等の担当教員が8名、中学校の担任が2名、教科指導等の担当教員が3名の計22名となっている。令和3年度末時点での未配置は、小学校で11名、中学校で4名の計15名であったので、現時点で昨年度の未配置数を上回っている状況である。しかしながら、このような状況は、野田市に限ったことではなく、東葛6市では、100名を超える教員の未配置があると聞いている。このことを受け、令和4年4月には、東葛6市の教育長の連名で県教育委員会教育長宛て要望書を提出している。各学校においては、学級担任が未配置となった場合、主に担任を持たない教務主任や少人数指導等の担当教員が学級に入り、代替講師が配置されるまで一時的に担任業務を行っている。なお、野田市においては、本年度4月から2月末までに、小学校で6名、中学校で1名の計7名の講師が配置となり、若干ではあるが、未配置の状況が改善されている。

- ② 2023年度当初の定数に対する欠員はどのように見込んでおられるのかを伺うについては、小学校2校で2名を見込んでいる。これに関しては、2校とも本務者が育児休業中であり、年度途中の4月と7月に育児休業から復帰をするため、年度当初は未配置となるが、年度途中で解消の見込みである。なお、本務者が復帰するまでは、先ほども申し上げたように、主に担任を持たない教務主任や少人数指導等の担当教員が、代替講師が配置されるまで一時的に担任業務を行う予定である。また、標準定数以外では、現在のところ小学校で少人数指導と通級指導を担当する職員が各1名、計2名の配置が未定の状況である。

- ③ 年度途中の産休・育休・長期療養休暇などの代替教職員の確保について、年度当初から市独自の教員を採用・確保することが必要と考えるが、市の見解を伺うについては、「教師不足」の改善を図る方策の一環として、年度当初に産休・育休を取得することが見込まれている教師の代替者を年度当初から任用することも有益であると、文部科学省から通知があった。現状、この方策は5月から7月に産休に入る教員に対して措置を講じる動きとなっているが、まだ正式には決まっていない状況である。現在のところ7月までの産休予定者は、小学校2名、中学校2名の計4名となっている。このうち、4月中に産休に入る2名の教員に対しては、代替講師を確保しており、県の任用が開始されるまでの期間は、県の非常勤講師としての任用と合わせて、市として予算措置をして配置を行い、産休に入る教員と一緒に担任業務を行う予定である。
- 5月以降の産休予定者については、中学校の代替講師は確保しているが、小学校については、まだ代替講師の見通しが立っていない状況である。また、今年度同様、年度途中に産休・育休・長期療養休暇者等が出ることも予想される。これまで欠員が生じた場合には、県の教育委員会に対し講師の配置について強く要望をするとともに、市でも独自で採用しているサポートティーチャーや児童生徒支援員の中で教員免許状を所有している方、また65歳を超えて退職された元教諭等に声掛けをして、代替講師としての要件を満たす職員を県の講師として任用替えをしております。次年度においても同様の取組を行うことで、児童生徒の教育活動に支障をきたさないよう対応していく。
- ④ 県の2023年度当初予算（案）の中には、教育施策の推進として「専科教員の配置事業」が盛り込まれているが、その事業についての市の見解を伺うについては、県の教育施策として、児童の学力及び学習意欲の向上を図ることを目的とし、小学校専科非常勤講師の配置が行われる。野田市では3・4年生の算数と理科で小学校3校に配置予定となっている。現在、配置に向けて調整を進めているところだが、講師の要件として教員免許状を有することや、毎日2～3時間の短い時間での勤務を行うことなど勤務条件の合う方が見つからず、なかなか配置までは至っていない状況である。専科教員の配置は子どもの学力向上に大変有意義であると考えており、今後も引き続き講師の発掘に努めていく。